

[事案 2024-41] 給付金支払等請求

・令和7年2月12日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年4月に左乳がんの傷病名で入院し、乳腺悪性腫瘍手術、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）を受けたため、平成26年12月に契約した定期保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金と慰謝料等の支払いを求める。

- (1) 募集人から、上皮内がん等支払対象外になるがんがあることの説明はなかった。がん発見後の募集人とのやり取りからも、自分も募集人も給付金が支払われると思っていたことが分かる。
- (2) 募集人、担当者との三者面談時に、募集人は記憶が曖昧でよく覚えていないと発言し、担当者もこれ以上話し合っても解決には至らないとして、一方的に面談と本件対応を終了させた。担当者との会話のストレスから体調不良、虫垂炎となった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款によれば、乳房の非浸潤がんは支払対象となる悪性新生物に含まれないと記載がある。
- (2) 募集人は、申込時に、上皮内がんが支払対象外である旨の記載がある設計書等を用いて対象外のがんについて説明した。申立人は、交付書面等を受領し、その内容について説明を受け了承等した旨記載された申込書に署名しており、意向確認書においても、意向に沿ったものであるとの質問についてチェックの上で署名している。
- (3) 手術前に申立人から確認があった際、募集人は、上皮内がんの場合は支払対象外になる可能性があること等を適切に説明している。
- (4) 三者面談では、双方の主張が相反する中、申立人の主張が事実であると認定できる客観的な証拠もないため、申立人の主張を事実と結論付けることはできないこと、保険金の支払いには応じられないという見解は変わらないことを伝えた。最後は、双方に追加の意見等がないことを確認した上で終了した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約当時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。